

# 大阪ごみを考える通信

NPO 法人 大阪ごみを考える会  
<http://osaka-gomi.sakura.ne.jp/>  
【連絡先】吹田市江坂町 4-23-7-309 水川方  
TEL/FAX (06) 6338-3908  
EMAIL : [info@osaka-gomi.sakura.ne.jp](mailto:info@osaka-gomi.sakura.ne.jp)  
【郵便口座】00960-9-25143

2025年度 NO. 4 2025. 11. 30

## 目 次

### 1. 「神崎川河畔プラごみゼロアクション2025」の報告

今年も江坂と神崎川を歩いてごみを集めました。アジェンダ 21 すいたとすいた市民環境会議会長が共催で取り組んで4年になります（うち1回は雨の為中止）。吹田市の環境部や土木部の関係部署の協力のもと、たくさんのごみが集まりました。河川敷では開封済みの園芸用土がありましたが、土木部道路室にきいたところ、そのまま触らず連絡してくださいと言われました。こういう場合、勝手にその場に土を撒いてはいけないそうです。

### 2. 大阪府内における再生利用指定制度について

「魚あら」の収集・運搬に関して、大阪府内では大多数の市町村が「再生利用指定制度」の規則を定めており、「魚あら」は品目「指定」となっています。ところが、「指定」ではなく「許可」とみなし、許可証を発行しているところが3市あります。その3市は手数料も徴収していて「なぜ?」と思うことがまかり通っています。

### 3. 関本さんのコラム 番外編 「自治会の活動あれこれ」②

自治会活動の存続が高齢化や若年層の無関心により、危ぶまれるようになっています。今回は、関本さん自身が自治会活動を通じて経験してきた貴重な体験談をお届けします。

### 4. 月刊廃棄物 2025年8月号 卷頭言

#### 「プラスチックごみの分別とリサイクルの見直し」田中勝氏 について

田中勝氏のプラスチックリサイクルの主張は、プラスチック製容器包装や製品プラを分別→リサイクルよりもプラを焼却して熱回収する方法が持続可能なごみ処理として見直されるべきと、長年、当会理事長が主張してきた意見と一致しています。

### 5. 加藤さんのコラム 同窓会のひとつ

80歳に近づいた人たちが高校の同窓会で顔を合わせました。健康の話題に花が咲くのが常ですが、持病がある人も、同窓会に出席する人はわりに元気というか人の話を聞こうという意欲の持ち主です。何年もチャレンジし続ける人もいれば、思い切ってそれまでの生活を離婚によりリセットする人もいます。

# 「神崎川河畔プラごみゼロアクション2025」の報告

アジェンダ21 すいた 水川晶子

アジェンダ21 すいたとすいた市民環境会議の共催で11月3日(月・祝)、神崎川河畔と江坂の町なかを歩く恒例になったごみ拾いイベントを開催しました。参加人数は子ども連れ家族3組を含む25人。江坂の町ごみを拾いつつ神崎川河川敷に降り、上流への島公園までの約4kmを歩きました。

河川敷に降りて上流から来たリヤカーと合流、江坂のごみ



江坂の町なかを歩きます



神崎川に降りてリヤカーと合流



リヤカーに興味津々

を軽く分別して積み込みました。子どもたちがリヤカーを初めて見たと喜んでひっぱってくれました。



江坂地区のタバコの吸い殻



私有地の不法投棄「洗濯機」

江坂の町なかにはマンションの敷地内に不法投棄による洗濯機が3年前から放置されたままになっています。こういった不法投棄されたごみは私有地の持ち主が処分することになっています。洗濯機の処分には家電リサイクル法に定められている通り、リサイクル料金と運搬量がかかります。この時の所有者は手数料が惜しくて何年も放置しているのでしょうか？それでも住人は無関心ですね。



サメとワニによる環境コント



すいた市民環境会議会長の神崎川の橋の解説

途中で、大阪弁をしゃべるサメと東京弁のワニが、海洋プラスチック汚染をなんとかしてほしいと訴えるコントと、すいた市民環境会議会長による神崎川にかかる橋（私たちが歩く範囲に橋は3つ）の解説を交えて学習しつつ休憩しました。

10月24日に「※神崎川畔企業連絡会」が毎年恒例の「神崎川畔クリーンアップ作戦」を河川敷の広範囲で行った為、あまりごみが落ちていないと思っていましたが植え込みなどに沢山見つかりました。

※神崎川畔企業連絡会：吹田市内の神崎川沿いの加盟企業30社で川畔清掃などを行っている



河川敷を歩きます



植え込みの中も探します



集合写真「OSAKA ごみゼロプロジェクト」に参加



集めたごみを分別して計量



ペットボトルとプラボトル



食品のトレーなど



河川敷の可燃ごみ



河川敷の不燃ごみ

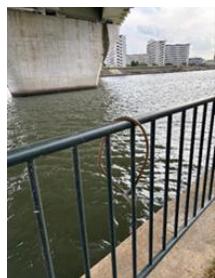
重量別集計結果 (kg)						
	2025年			2024年		
	江坂	神崎川	小計	江坂	神崎川	小計
可燃ごみ	2.45	11.81	14.26	2.58	5.22	7.8
不燃ごみ	1.28	3	4.28	0.9	6.4	7.3
計	3.73	14.18	18.54	3.48	11.62	15.1

収集項目	2025神崎川プラごみゼロアクション結果		●燃焼ごみ■不燃ごみ	
	A江坂	B河川敷	個数	量 g
●1.ペットボトル	10	340	20	720
●2.プラボトル		400		150
●3.食品の容器		110		1500
●4.プラの袋や包装		1200		400
●5.レジ袋・ポリ袋		80		180
●6.タバコ吸殻・フィルター*	941	320	176	60
●そのほか燃焼ごみ	①	0	③	8800
●燃焼ごみ 計		2450		11810
■7.缶	19	900	31	1500
■8.びん	1	100	0	0
■そのほか不燃ごみ	②	280	④	1500
■不燃ごみ 計		1280		3000
小計		3730		14810
計				18540
①なし ②ライター、スプレー缶、計器、電気コード				
③大プラ容器、プラ板、ボール、棚板、衣類、段ボール				
④ベンチ、鉄筋、金属部品、鉄パイプ複数、円形アンテナ、傘、傘の骨 折り畳み椅子、スプレー缶、皿、割れた土鍋、植木鉢片				
*タバコ吸殻・フィルターは重量を34 g/100本として個数に換算した。				

重量別計量結果は2024年よりも2025年の方が全体としては多く、可燃ごみは2025年が、不燃ごみは2024年の方が多く集まりました。



① 白木の板（未使用）



②自転車のチェーン状の鍵



③園芸用土（開封済）

集めたごみは川面下水処理場に運び、不燃・可燃共、事業課に収集・運搬をお願いしました。また、事業課が集められない適正処理困難物①②③などは土木部道路室維持管理課に連絡しました。

「ごみを取るのが楽しくてまた参加したい」「よい経験をしました マイボトルを持って生活します  
「以前から『水鳥の道』を散歩しています また参加したいです」などの感想が寄せられました。

## 大阪府内における再生利用指定制度について

現在、大阪府内 38 市町村が「再生利用指定制度」の規則を定めているのに、豊中市、茨木市、池田市の3市は「再生利用指定制度」の規則を定めていません。「再生利用指定制度」の規則は各市町村長の権限に属する事務として規則制定が出来るのですが、3市はその事務を行っていないのです。

「再生利用指定制度」の法的な位置づけと、現状の指定制度の運用状況について報告します。

### ① 「再生利用指定制度」は廃棄物処理法第7条第1項及び第六項の「ただし」書が基になっています

第7条第1項 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

・「ただし」書は以下の「施行規則」に書かれており廃棄物処理法施行規則第2条第2号及び第2条の3第2号の規定に基づき「再生利用指定制度」が整備されていきました。

### ② (一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者) は「指定」されるのであり、「許可」されるのではないことに3市は気づいていないのです

第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)「指定」とはっきり書かれています

第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

### 実際の規則（高槻市）—「再生輸送業」と「再生活用業」の指定が分かりやすく書かれています

#### ○高槻市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号に規定する再生利用のための一般廃棄物の収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)及び省令第2条の3第2号に規定する再生利用のための一般廃棄物の処理(以下「再生活用」という。)を業として行おうとする者の指定(以下「再生利用業の指定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の区分)

第1条の2 再生利用業の指定は、次に掲げる区分ごとに行うものとする。

- (1) 再生輸送を業として行おうとする者の指定
- (2) 再生活用を業として行おうとする者の指定

・「再生利用指定制度」は「再生輸送業」と「再生活用業」の二つの区分に分かれています。

現在の府内における「指定証」交付状況は、品目を指定された「魚あら」の収集運搬業のような「再生輸送業」が大部分を占めています。

③ 大阪市は府内で最も早く「再生利用指定制度」の規則を定め、「魚あら」を品目「指定」しました。「魚あら」が指定されるまでは、収集運搬業者と大阪市との協議が何度も行われ、行政と収集運搬業者の協働化によって実現されました。府内全域の市町村が「再生利用指定制度」を理解して大阪市のような制度にするまでには長い期間を要し、規則の整備を行ったのは現在 38 市町村になっています。

廃棄物処理法施行規則第 2 条第 2 号及び第 2 条の 3 第 2 号の規定に基づく規則により指定（38 市町村）

（再生利用業）

大阪市 吹田市 高石市 河南町 泉大津市 堺市 大阪狭山市 富田林市 柏原市 羽曳野市 河内長野市 島本町 藤井寺市 摂津市 箕面市 豊能町 門真市 熊取町 八尾市 和泉市 東大阪市 忠岡町 阪南市 岸和田市 枚方市 貝塚市 泉南市 高槻市 守口市 千早赤阪村 寝屋川市 四條畷市 交野市 大東市 泉佐野市 松原市 田尻町 岬町

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により許可した市（3 市）

（一般廃棄物収集運搬業）

「指定」ではなく許可品目を限定して運用している

豊中市 荻木市 池田市

前述した「ただし」書を理解していない。さらに手数料も徴収している

- ・豊中市：手数料名称 一般廃棄物許可申請手数料。根拠条文 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第 26 条 条例上の手数料額 1 件につき 10,000 円。令和 5 年度実績 31 件・310,000 円徴収しています。
- 池田市、荻木市も同様の条例によって手数料額 1 件につき 10,000 円を徴収しています。

④ 大阪市的一般廃棄物再生利用業指定品目

大阪市では、一般廃棄物の減量と CO2 削減のため、一般廃棄物再生利用業（再生輸送業・再生活用業）の指定を行っています。指定されている品目には、以下のようなものがあります。

動植物性残渣：魚類の固形状粗（再生輸送業・再生活用業）など

廃油：廃食用油（再生輸送業・再生活用業）など

木くず：剪定枝（再生輸送業・再生活用業）など

その他の市町村で指定を受けている品目など

- ・食品廃棄物（堺市、東大阪市）：スーパーなどから排出された食品廃棄物は通常、事業系一般廃棄物として焼却されますが、2 市内的一部のスーパーではたい肥化などに取り組んでいます。

- ・木くず（多くの市が指定）：大阪市は木くず（剪定枝に限る）を指定していますが、剪定枝に限るとしている市町村もあります。

堺市 事業系一般廃棄物の資源化施策（一般廃棄物再生輸送業の指定）について

事業系ごみの減量化や資源化は事業者自らがシステムを構築し、リサイクルルートを確立することが望まれています。本市では、このリサイクルルートの支援を図り、事業系ごみの資源化を促進するため、排出事業者と回収業者や資源化事業者の協働関係が構築できるよう、堺市一般廃棄物再生輸送業における個別指定を行っています。

堺市 HP より

堺市も「再生利用指定制度」について解説しています。また、他の市町村もホームページにおいて、指定品目や指定を受けた事業者名が記載されています。

- 「再生利用指定制度」は「再生輸送・再生活用」と行政の協働化が大切だと思います。大阪府が全国に誇れる指定制度を行っている事が更に発展していって欲しいと思います。 （杉本 照夫記）

前回は私が代表を務める自治会について触れましたが、今回は私が初めて自治会の役員活動に携わった20年前の体験について書いてみたいと思います。

大阪府に居を移す前のことですが、他県のとあるニュータウンにある3棟からなる高層住宅団地に住んでいたことがあります。できたばかりの団地で、戸数は約300。住民だけで单一の自治会が構成されました。自治会役員は、会則に従い総会時に選出されていましたが、当時、私が公職に就いていたことから、年齢も近く同じ棟に住んでいた3代目の会長に懇願されて相談役になりました。

当時はまだ外部の管理業者がいなかったことや、出来たばかりの団地で一部とはいっても年配を中心とした自治意識が比較的高かったこと、ちょうど世代交代で3代目に就任した会長がとても世話を好きな方で自治会活動に熱心だったことから、とにかくいろんな体験をする羽目になりました(笑)。

毎月の役員会への参加や共益費の集金業務、団地内の樹木の剪定やごみ当番、高齢者の見守り、孤独死事故の対応、消防訓練に避難訓練、積雪時には雪かき、祭りや総会の準備や開催、300もある駐車場の管理(来客者用や不法駐車の対応を含む)、年末の「火の用心」の巡回、次期役員や民生委員の勧誘など、多種多様な業務(難務?)に従事できたことは、結果的に貴重な経験となりました。

ですが、自治会役員が全員これらの業務に携わったわけではなく、役割分担はされていましたし、勤めに出ていた役員さんたちは昼間にはいないので、参加できる活動はおのずと限定されていました。ですが、サラリーマンながらある程度仕事に融通が付けられた会長は常に先頭に立って活動していて、いつも参加のお声がかかるので仕方なく私はお手伝いしていたというのが本当のところです。

ニュータウンという都市部の自治会活動としては結構やることが多く、仕事の分担があると言っても、これじゃ役員、特に若手の勧誘はなかなか大変だと思った記憶があります。おかげというか、こんな経験があったので何となく理解できることですが、農村部などの自治活動はもっと煩雑で大変なんだろうなと容易に想像できます。田舎暮らしに憧れて移住したものの、地域活動に馴染めず挫折する人が多いというのも、さもありなんといった感じです。

ところで、自治会の役員活動を通じて得た体験やエピソードは枚挙にいとまがないのですが、特に印象的だったことを今回と次回、ご紹介したいと思います。今回は、高齢者の見守りと孤独死事故についてです。3代目会長の方針として始まった高齢者見守り事業なのですが、ご年配の方が比較的多く暮らしていたことが背景にあります。幸い、団地内には集会所があったので、定期的に老人クラブのような活動を通じて安否確認などを行っていました。

肌寒い時期だったと記憶しているのですが、いつも顔を出す独り暮らしの男性が姿を見せない、何かあったのでは、との知らせが会長からあって、二人で安否確認を急ぎました。出掛けるといった話を誰も聞いておらず、電気メータを確認すると比較的早く回っています。連絡の取れる親族の方も分からなかつたので、万が一のことがあるかもしれないと判断した私は、警察と社協に連絡を入れました。

お隣の方に事情を説明して協力を仰ぎ、確か10階だったと思うのですがベランダ越しに隣の男性宅の様子を確認することにしました。不法侵入にはならないとの言質を警察官から取って、会長と共に命綱を付けて隣のベランダから仕切りを乗り越えて男性宅のベランダに入ると、コタツに足を入れて横たわっている男性が見えました。その後は消防と警察に対応して頂いたのですが、吐しや物を喉に詰まらせてお亡くなりになっていたとのこと。悲しい出来事でしたが、早く見つけてあげられたことが救いでした。

この経験は、私が現在代表を務める自治会で緊急時用の連絡名簿を作る動機のひとつとなりました。火事や大地震などの万が一に備えてというのが一番の作成理由ですが、まだ独居者はいないものの高齢者が多い自治会です。加えて私事ですが、私が勤めに出ていた間は高齢の母が独りになりますし、いずれ私が独居老人となります。似たような世帯も今後できるでしょう。個人情報の扱いが難しい昨今ですが、緊急連絡先等を記してもらった名簿の作成は、互助の精神だけでなく、いつかご近所さんにお世話になるかもしれないという、誰にとっても「人の為ならず」という気持ちもあって実現できたものでした。

## 「プラスチックごみの分別とリサイクルの見直し」田中 勝氏 について

田中先生

は、焼却ダメ論を唱える識者が多い中、私と同じくプラの大半は熱回収すべき論を主張しています。

第一のポイントは、「物質資源」と「エネルギー回収つき焼却」(=発電焼却のこと)による「資源回収率」は前者が20%、後者が75%、合計95%でドイツに続き第2位になると書いていることです。

第2のポイントは、紙オムツのような物質回収は、選別工程・リサイクル工程に必要なエネルギーが多く



第17回

## プラスチックごみの分別とリサイクルの見直し

岡山大学名誉教授

田中 勝氏



世界で取り組む「循環型社会の構築」

ごみ排出量では、日本は一人当たりの年間のごみ排出量が326kg(2021年)

あつたプラスチックごみが分別収集され、可燃ごみが減少して焼却施設の稼働率が

度で、これはG7の中で最も少ない数字となつていて。また、リサイクルのため

低下して効率が悪くなるので、財政負担が増大して、「リサイクル貧乏」に陥る自

の資源ごみの分別収集やリサイクルが進み、2000年には循環型社会形成推進基本法が制定された。廃棄物を「循環資源」として捉え直し、その適正な循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を

資源回収率(合計)として公表しており、日本は焼却炉で回収付き焼却炉で焼却されたごみの割合を合計した数字を「資源回収率(合計)」として公表しており、日本は焼却炉で75%のごみを処理し、かつ20%の物質回収も行つていて。日本の資源回収率は95%ということになり、これはドイツの

回収ではなく、エネルギー回収の選択だ。ごみ排出量では、日本は一人当たりの年間のごみ排出量が326kg(2021年)で、これはG7の中で最も少ない数字となつていて。また、リサイクルのための資源回収率(合計)として公表しており、日本は焼却炉で75%のごみを処理し、かつ20%の物質回収も行つていて。日本の資源回収率は95%ということになり、これはドイツの

循環型社会形成の「フロントランナー」として、2004年には米国で開催されたG8シーアイランド・サミットで「3Rイニシアティブ」を提唱し、翌年の4月に東京で開催された3Rイニシアティブ閣僚会合で賛同を得て、G8の新たなイニシアティブとして、3R活動を通じて地球規模の資源保全のため循環型社会の構築を国際的に推進している。

EUEU(欧州連合)も資源の効率的な利用により最大限の附加価値を生み出す経済(サーキュラーエコノミー)政策を2015年に発表し、資源循環に取り組んでいる。

あつたプラスチックごみが分別収集され、可燃ごみが減少して焼却施設の稼働率が低下して効率が悪くなるので、財政負担が増大して、「リサイクル貧乏」に陥る自治体がますます増えるのではないかと懸念している。いま求められるのは、ごみ処理事業のプラスチックの分別や物質回収型リサイクルを見直し、高効率の高付加価値をもたらす持続可能なごみ処理である。そのためには、プラスチックのカロリーの有用性に着目し、経済効率性の観点から物質回収ではなく、エネルギー回収の選択だ。

## 脱炭素に役立たない物質回収

焼却していたプラスチック製容器包装、製品プラスチックまでも分別収集してリサイクルを取り組む自治体が最近増えてきた。その理由が脱炭素と思われるが、脱炭素には役立たない。プラスチックごみのリサイクルに必要な選別や圧縮梱包のため、多くの人手や電気などを使うので、むしろ温室効果ガスの増加に繋がる可能性があるからだ。もともと可燃ごみの一部で

脱炭素に役立たない物質回収、焼却していたプラスチック製容器包装、製品プラスチックまでも分別収集してリサイクルで、拡大生産者責任(EPR)に基づく生産者の費用負担を焼却施設がないうちに限定し、焼却の選択肢がある自治体には、焼却によって経済的に処理しながら熱回収を行い、ごみ発電ができる選択肢がある自治体に対してはサーマルリサイクルへ積極的に誘導することであります。焼却施設があつても、特定事業者が費用を負担してくれるのだからマテリアルリサイクルへ選んだほうがよいといふ考え方もあるが、日本全体でみれば社会的コストが嵩むことになる。

日本の国際競争力を高めるためにも、国益につながる持続可能なごみ処理へと見直されることを期待したい。

なり、脱炭素にならざかえって増える場合もあるから、発電焼却によりコスト安・脱炭素率がよくなるシステムに着目すべきであるとしています。

ただ、以下の表現は要修正、①「サーマルリサイクル」は「サーマルリカバリー」。②「焼却施設がない自治体」は「単純焼却しかない自治体」

(森住明弘記)

## 加藤さんのコラム

### 高校の同窓会のひとびと

加藤 昌彦

私はこの11月で79歳。「ご気分いかが?」、と聞かれると、答えるのに戸惑う。そんな私が高校の同窓会に参加した。今回は79歳の人たちの姿です。

同期生の中には、一の字とLの字を一日繰り返す人たちがいる。同じ同窓会に行く道すがらの人もそうだった。この人たちは、茶の間のテーブルの前に座って動かず、テレビを見たり、食事をしたりして(L)、疲れると横になり(一)、一日中、一とLの運動を繰り返している男性である。男性には、どうもそういう人が少なからずいるようだ。

かっての職場で、深刻な顔をして、「加藤さん、退職したらどうしようかと悩んでいる。何もすることができない」と話しかけてきた人がいた。この人も一とLの運動選手予備軍であった。

かと思えば、同期生のなかには万葉集を英訳している猛者がいる。万葉集を現代訳にするのも、たいへんなのに、さらに英訳しようというのだ。何年それに取り掛かっているか聞きそびれたが、2,3年では達成できそうな課題ではない。人生の試合終了の声が飛び込んでくるのと、仕事の完成との厳しいせめぎ合いだ。白熱戦である。

同窓会では健康の話が中心課題である。同期生のなかにはどこかの大学のお医者さんがいて、短い講演でガンの最新情報を教えてくれた。同窓会主催者のはからいだ。その主催者自身ががん患者だった。同窓会では、ステージという言葉をよく聞いた。人生の晴れ舞台ではない。ゼロとか1とか、2とか。ステージ1にもならない人が予防のために、十二指腸を全摘したとか、恐ろしい話が飛び交う。糖尿病や高血圧で毎日、薬を飲む人もたくさんいる。

別の同級生はかなり目が悪い。緑内症と白内障を持っている。彼の視界はものすごく悪い。インターネットで囲碁を楽しんでいるが、「こちらは打ちましたので、早く打ってください」と催促されるが、目が悪く、相手がどこに打ったのかわからないという。かくいう私も白内障手術室に引き渡される寸前で、保護色の失せ物に毎日、苦しんでいる。

一方で、同窓会に来る人はそれでも、元気組が多く、毎日8キロも歩いている人もいる。この方は有名国立大学に進学した秀才で、高校時代から静かに努力し続ける方だ。その精進の姿勢は変わっていない。

また隣の席では、「私はあなたが好きだったのよ」と男性に話しかける女性がいた。かつてのヤンチャな高校生時代には言えなかったことを、ようやく言えたようだ。すべては時効である。その時に話していたら、人生はかなり変わっていただろうに。良いほうにか悪いほうにか知らないが。

離婚した元気のある女性がいた。その人は、離婚には相当な力が必要だと話す。離婚を正面突破で達成したのだ。私のかつての同僚は、夫から離婚を切り出すように誘導し、平和移行した。男性中心社会では女性がたいへんだ。

かと思えば、大阪万博に行き、黒チャグを買うのに1時間も並び、とうとう熱中症にかかった人もいた。手当をうけて軽く済んだようだが、事無くてよかった。ウクライナでもガザでも地獄のさ中に入っているのに、こんなのんきな事を会報に書いている。